

災害時等における相互応援協力に関する協定書

海老名市、座間市、綾瀬市及び寒川町は、それぞれの地域において災害が発生した場合、被災市町の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援協力の種類)

第1条 応援協力の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 警戒宣言発令時の駅滞留者の一時保護及びその他の必要な措置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援協力要請の手続)

第2条 応援協力を要請する市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請することができるものとし、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害等の状況
- (2) 前条第1号から第4号の規定に掲げる応援協力を要請する場合には、物資等の品名、数量、職員の職種及び人員
- (3) 応援協力場所及び応援協力場所への経路
- (4) 応援協力の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援協力の実施)

第3条 応援協力の要請を受けた市町は、可能な範囲においてこれに応じなければならない。

(応援協力経費の負担)

第4条 応援協力を要した経費は、原則として応援協力を要請した市町の負担とする。ただし、各市町の協議によっては、負担割合を変更することができる。

2 応援協力を要請する市町から前項に規定する経費を支弁するいとまがなく応援協力の要請があった場合は、応援協力を要請された市町が一時立替えて、支弁するものとする。

(災害補償等)

第5条 第1条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援協力業務の従事中に生じたものについては派遣を要請した市町が、応援協力場所への往復経路中に生じたものについては、応援協力をを行う市町が賠償の責めを負うものとする。

(資料の交換)

第6条 各市町は、この協定に基づき応援協力が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料や情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市町が協議して定めるものとする。

(施行日)

第8条 この協定は、平成19年3月28日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書を4通作成し、押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成19年 3月28日

海老名市勝瀬175番地の1

海老名市

海老名市長

内野 優

座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市

座間市長

星野 了司

綾瀬市早川550番地

綾瀬市

綾瀬市長

望間 城治郎

寒川町宮山165番地

寒川町

寒川町長

山田 文夫

